

羽咋市議会政務活動費の交付に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項から第16項までの規定に基づき、羽咋市議会議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、議会における会派（所属議員が1人の場合を含む。以下「会派」という。）及び議員に対し、政務活動費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(交付対象)

第2条 政務活動費は、羽咋市議会における会派及びその所属議員に対して交付する。

(交付額及び交付の方法)

第3条 政務活動費は、議員一人あたり月額2万円とする。

2 政務活動費の交付の方法は、会派ごとに、次の各号に掲げる方法のいずれかによるものとし、その交付額は、当該各号の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を半期ごとに交付する。

(1) 会派に交付する方法 前項に規定する議員一人当たりの月額に、当該会派の所属議員の数を乗じて得た額

(2) 議員に交付する方法 前項に規定する議員一人当たりの月額

(3) 会派及びその所属議員に交付する方法 前項に規定する議員一人当たりの月額を会派に交付する部分の額と当該会派の所属議員に交付する部分の額に一律に区分し、会派に交付する額にあつては当該区分された会派に交付する部分の額に当該会派の所属議員の数を乗じて得た額、議員に交付する額にあつては当該区分された当該会派の所属議員に交付する部分の額

3 前項に規定する政務活動費の交付額は、各月1日（以下「基準日」という。）に会派の所属議員である者を基準として算定する。この場合における各会派の所属議員の数の計算については、同一議員について重複して行うことができない。

4 政務活動費は、各半期の最初の月に、当該半期に属する月数分を交付する。ただし、半期の途中において議員の任期が満了する場合は、任期満了日の属する月までの月数分を交付する。

5 一半期の途中において新たに結成された会派に対しては、結成された日の属する月の翌月分（その日が基準日に当たる場合は、当月分）から政務活動費を交付

する。

6 基準日において議員の辞職、失職、除名若しくは死亡又は所属会派からの脱会があった場合は、当該議員は第2項第1号又は第3号の所属議員に含まないものとし、同日において議会の解散があった場合は、当月分の政務活動費は交付しない。

7 政務活動費は、交付月の30日（以下「交付日」という。）に交付する。ただし、その日が休日に当たる場合は、直後の休日でない日とする。

（所属議員数の異動に伴う調整）

第4条 政務活動費の交付を受けた会派が、一半期の途中において所属議員数に異動が生じた場合、異動が生じた日の属する月の翌月（その日が基準日に当たる場合は、当月）の末日までに、既に交付した政務活動費の額が異動後の議員数に基づいて算定した政務活動費の額を下回るときは、当該下回る額を追加して交付し、既に交付した額が異動後の議員数に基づいて算定した額を上回る場合は、会派は当該上回る額を返還しなければならない。

2 政務活動費の交付を受けた会派が、一半期の途中において解散したときは、会派は、解散の日の属する月の翌月分（その日が基準日に当たる場合は、当月分）以降の政務活動費を返還しなければならない。

（政務活動費を充てることができる経費の範囲）

第5条 政務活動費は、会派及び議員が行う調査研究、研修、広報、広聴、住民相談、要請、陳情、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動（次項において「政務活動」という。）に要する経費に対して交付する。

2 政務活動費は、別表に定める政務活動費に要する経費に充てることができるものとする。

（会派の代表者及び経理責任者）

第6条 会派は、政務活動費に関する会派の代表者及び経理責任者を置かなければならない。

2 会派の代表者は、会派の政務活動費に係る事務を総理する。

3 経理責任者は、会派の政務調査費の出納に関する事務を行う。

（収支報告書等の提出）

第7条 政務活動費の交付を受けた会派の代表者及びその所属議員は、別記様式（その1、その2）により、政務活動費に係る収入及び支出の報告書（以下「収

支報告書」という。)並びに当該収支報告書に政務活動費に係る会計帳簿及び領収書その他当該支出に係る事実を証する書類の写し(以下「収支報告書等」という。)を、議長に提出しなければならない。

2 前項の収支報告書等は、前年度の交付に係る政務活動費について、毎年4月30日までに議長に提出しなければならない。

3 政務活動費の交付を受けた会派が解散したときは、前項の規定にかかわらず、当該会派の代表者及びその所属議員であった者は、解散のときから20日以内に第1項の収支報告書等を議長に提出しなければならない。

(政務活動費の返還)

第8条 政務活動費の交付を受けた会派及びその所属議員は、その年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該会派及びその所属議員がその年度において第5条に定める経費の範囲に基づいて支出した総額を控除して残余がある場合、当該残余の額に相当する額の政務活動費を返還しなければならない。

(収支報告書等の保存及び閲覧)

第9条 議長は、第7条第1項の規定により提出された収支報告書等を、提出期限の日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

2 何人も、議長に対し、前項の収支報告書等の閲覧を請求することができる。

(透明性の確保)

第10条 議長は、第7条第1項の規定により提出された収支報告書等について必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、政務活動費の交付に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年6月26日条例第26号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成17年3月29日条例第6号)

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

附 則 (平成20年9月19日条例第30号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年12月25日条例第41号）

- 1 この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）附則第1条ただし書に規定する規定の施行の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の羽咋市議会政務活動費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付される政務活動費から適用し、この条例の施行の日前にこの条例による改正前の羽咋市議会政務調査費の交付に関する条例の規定により交付された政務調査費については、なお従前の例による。

附 則（平成25年3月28日条例第18号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年9月27日条例第29号）

この条例は、平成25年10月1日から施行する。

別表（第5条関係）

政務活動費を充てることができる経費の範囲

調査研究費	会派及び議員が行う市の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に関する経費
研修費	会派及び議員が研修会を開催するために必要な経費、団体等が開催する研修会の参加に要する経費
広報費	会派及び議員が行う活動、市政について住民に報告するために要する経費
広聴費	会派及び議員が行う住民からの市政及び会派及び議員の活動に対する要望、意見の聴取、住民相談等の活動に要する経費
要請・陳情等活動費	会派及び議員が要請、陳情活動を行うために必要な経費
会議費	会派及び議員が行う各種会議、団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派及び議員としての参加に要する経費
資料作成費	会派及び議員が行う活動に必要な資料の作成に要する経費
資料購入費	会派及び議員が行う活動に必要な図書、資料等の購入に要する経費
人件費	会派及び議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費
事務所費	会派及び議員が行う活動に必要な事務所の設置、管理に要する経費

別記様式その1（第7条関係）

年 月 日

羽咋市議会議長
殿

会 派 名

代表者氏名

印

（又は所属議員氏名）

（代表者又は所属議員であった者の氏名）

年度政務活動費収支報告について

羽咋市議会政務活動費の交付に関する条例第7条第1項に基づき、別紙のとおり
年度政務活動費収支報告書を提出します。

別記様式その2（第7条関係）

年度政務活動費収支報告書

会派名又は所属議員氏名

1 収 入

政務活動費 _____ 円

2 支 出

(単位：円)

科 目	金 額	備 考
調査研究費		
研修費		
広報費		
広聴費		
要請・陳情等活動費		
会議費		
資料作成費		
資料購入費		
人件費		
事務所費		
合 計		

3 残 額 _____ 円

(注) 備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。